長期継続契約への賃金スライド条項の適用導入について

1 賃金スライドとは

長期継続契約のうち人件費の割合が高い下記の対象業務 について、今まで、契約期間中の金額変更を行っていませんでしたが、今後も大幅な上昇が見込まれる直接人件費分については、毎年10月に改定される東京都最低賃金（以下 「最低賃金」という。）に一定の変動がみられた場合に、契約金額の変更を行うこととしました。

2 対象業務

履行機関が1年を超える長期継続契約で、業務内容が以下のもののうち、残りの履行機関が2か月以上のもの。

- ▶ 区の施設の清掃、受付、警備、その他の維持管理
- ▶ 給食調理　▶ 学校の管理　▶ 自動車の運行　など

3 実施時期とスケジュール例

令和7年4月1日以降に締結する契約から適用
※契約変更は12か月経過後からのため、実際に契約金額の変更は令和8年度以降分からとなります。

履行期間：令和７年４月１日～令和 10 年４月 30 日（３年１か月＝37 か月）の場合

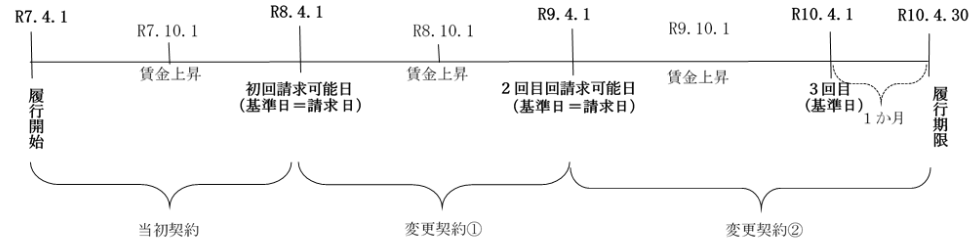

初回スライド協議：令和８年４月１日から請求可能（基準日＝請求日となる）
２回目のスライド協議：令和９年４月１日から請求可能（基準日＝請求日となる）
３回目のスライド協議：令和 10 年４月１日が基準日だが、履行期間が残り１か月のため請求不可

参考１：スライド額計算方法

履行開始日から12か月経過した日を基準日（2回目以降は前回スライド基準日から12か月後）とし、区は「契約締結時に提出された直接人件費（未履行分相当額）」に履行開始時点と基準日時点の東京都最低賃金を比較した「最低賃金変動率＝（新最低賃金額－旧最低賃金額）／旧最賃額」」を乗じて変動額を算出し、この変動額から、未履行分の契約金額に「1.0%」を乗じた請求者負担分を差し引いた金額でスライド額を算出します。なお、変動額≦請求者負担分の場合はスライド額は「0円」です。

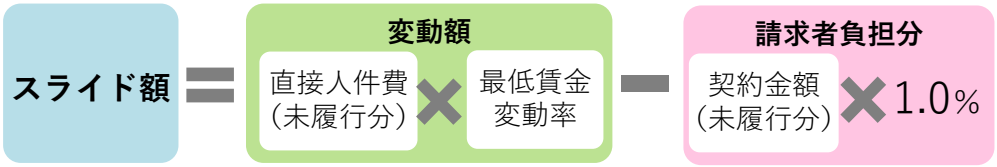
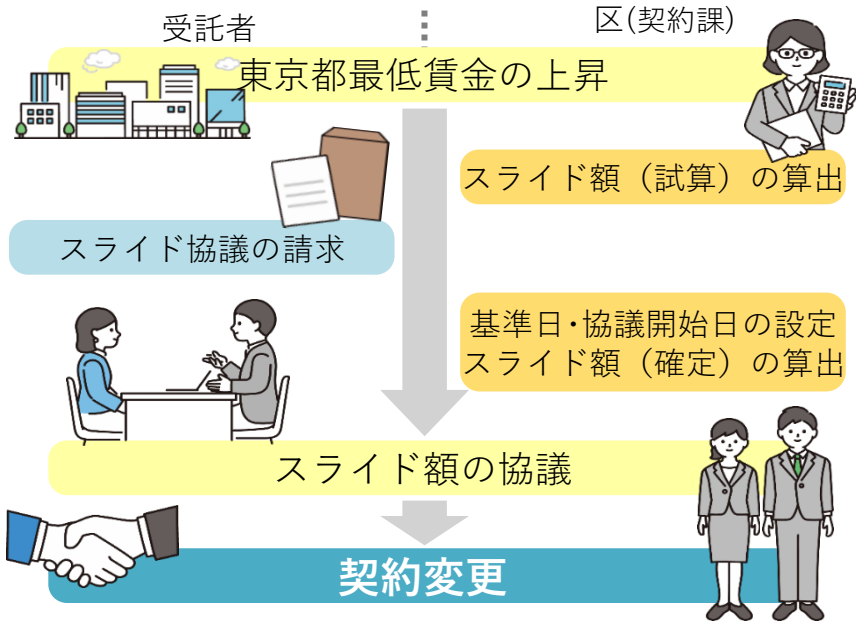
参考２：契約変更までのフロー図（予定）